

部長及び参事官

殿

所 属 長

交規発第401号

(交企、交指、高速、備二)

令和7年10月9日

5年保存(口訓)

本 部 長

大規模災害発生時の広域交通管制要領について(通達乙)

見出しのことについては、「大規模災害発生時の広域交通管制要領について(通達乙)」(令和6年2月29日交規発第87号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、高知東部自動車道の延伸に伴い、下記のとおり改正し実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 隣接県において大規模災害が発生した場合の流入規制

「四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」(以下「協定」という。)第4条第1項の規定に基づき指定した流入規制要点は以下のとおりであるので、大規模災害が発生し、広域交通管制が実施された場合は、流入規制要点を管轄する所属が、直ちに被災した県内への一般車両の流入を禁止するため、各流入規制要点において、通行禁止等必要な交通規制を実施すること。

(1) 徳島県が被災した場合

規制路線	流入規制要点	要員(人)
高知自動車道	大豊IC	4
国道32号	長岡郡大豊町高須 新高須トンネル東口	4
国道55号	安芸郡東洋町野根 野根大橋北詰	4
国道195号	香美市土佐山田町神母ノ木 丁野石油店前	4

(2) 愛媛県が被災した場合

規制路線	流入規制要点	要員(人)
高知自動車道	大豊IC	4

国道33号	吾川郡仁淀川町大渡 上仁淀橋西詰	4
国道56号	宿毛市与市明 宿毛バイパス与市明交差点	4
国道194号	吾川郡いの町葛原 葛原橋北西詰	4
国道197号	高岡郡梶原町梶原 梶原合同庁舎前	4
国道381号	四万十市西土佐江川崎 江川崎郵便局前	4

2 大規模災害が発生した場合の道路交通状況の確認

広域交通管制区域等は、別表1「協定第4条第1項の規定に基づく広域交通管制区域等」のとおりであるので、大規模災害が発生した場合、各区域を管轄する所属は、緊急交通路（指定予定路線）の優先順位に従い、現場警察官や関係機関等からの情報を活用して、通行可能な道路及び交通状況を速やかに把握すること。

なお、緊急交通路の指定予定路線を管轄する所属にあつては、あらかじめ、橋梁、橋のジョイント部等で、発災後緊急に点検を行う必要性の高い箇所として、橋の段差の発生、建物の崩落等により通行不能となることを見込まれる箇所を選定すること（高知自動車道及び高知東部自動車道にあつては、別表2「緊急点検箇所一覧表」を参照）。

3 交通規制の実施

(1) 緊急交通路等の確保

災害応急対策のため、緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路等の確保に当たるものとする。

(2) 配置人員

優先的に緊急交通路の指定を予定している「高知自動車道」及び「高知東部自動車道」は、別表3「高知自動車道・高知東部自動車道配置表」の人員を配置することとする。

「高知自動車道」及び「高知東部自動車道」以外の緊急交通路の指定予定路線の配置人員等については、管轄する所属において、被災状況及び各種防災拠点へのアクセス等を踏まえ必要な人員を配置すること。

4 その他

「協定」及び「同申合せ」については、別添のとおりである。

協定第4条第1項の規定に基づく広域交通管制区域等

広域交通 管制区域	被災予想区域	緊急交通路（指定予定路線）		管轄所属
		優先 順位	路線名	
中央地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高知市 ○ 南国市 ○ 土佐市 ○ 香南市 ○ 香美市 ○ 長岡郡 大豊町、本山町 ○ 土佐郡 土佐町、大川村 ○ 吾川郡 いの町 ○ 高岡郡 日高村 	1	高知自動車道	高速隊 高知署 高知南署 高知東署 南国署 土佐署
		2	高知東部自動車道（高知南国道路）	
		3	国道32号	
		4	国道55号	
		5	国道33号	
		6	国道56号	
		7	国道194号	
		8	県道北本町領石線	
		9	県道高知北環状線	
		10	県道南インター線	
		11	県道桂浜宝永線	
		12	県道高知南国線	
		13	県道桂浜はりまや線	
		14	県道春野赤岡線	
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安芸市 ○ 室戸市 ○ 安芸郡 東洋町、奈半利町、安田町、 田野町、北川村、馬路村、芸西村 	1	高知東部自動車道（南国安芸道路）	室戸署 安芸署
		2	国道55号	
		3	国道493号	
		4	阿南安芸自動車道（北川奈半利道路）	
中西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 須崎市 ○ 吾川郡仁淀川町 ○ 高岡郡 佐川町、越知町、津野町、 梶原町、中土佐町、四万十町 	1	高知自動車道	高速隊 佐川署 須崎署 窪川署
		2	国道56号	
		3	国道33号	
		4	国道197号	
		5	国道439号	
		6	国道381号	
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四万十市 ○ 宿毛市 ○ 土佐清水市 ○ 幡多郡 黒潮町、大月町、三原村 	1	中村宿毛道路	中村署 宿毛署
		2	国道56号	
		3	国道321号	

自治体総数 11市17町6村

緊急点検箇所一覧表

別表 2

高知自動車道

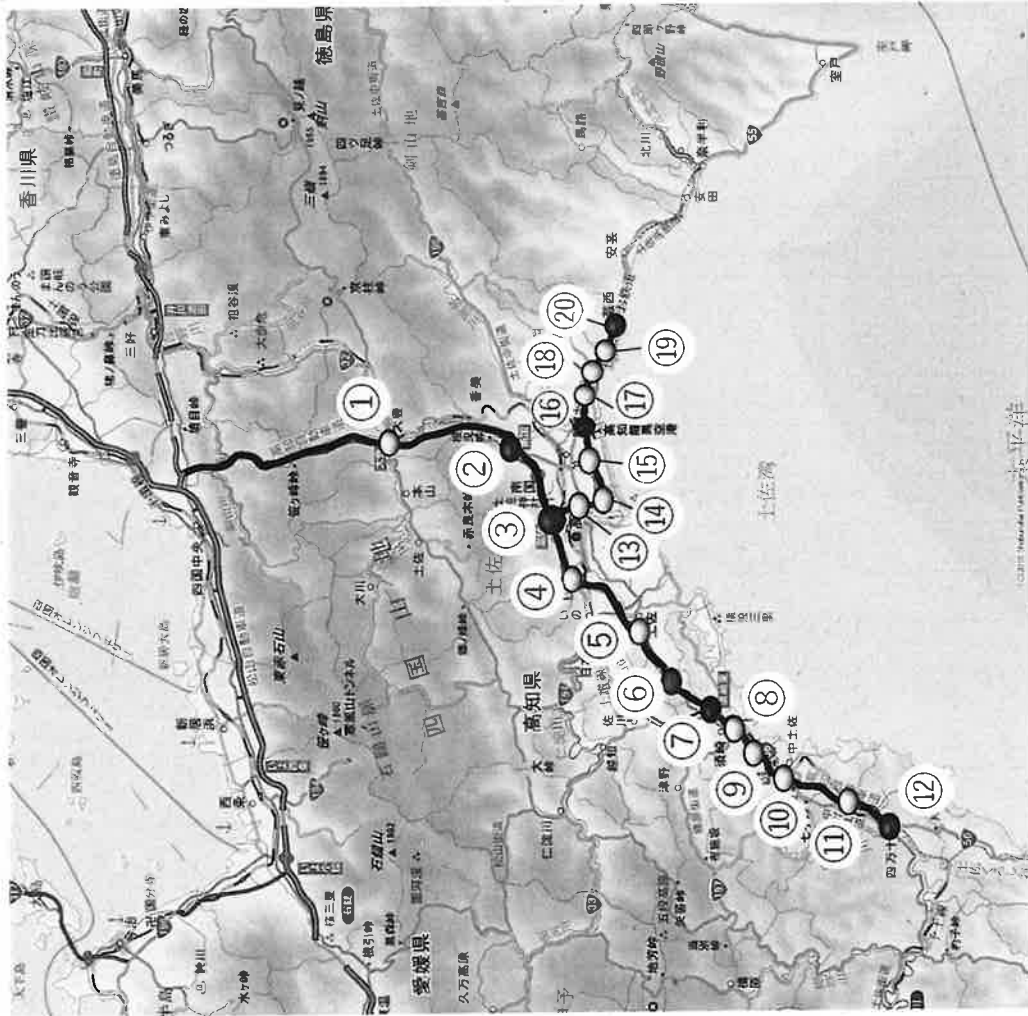
番号	キロポスト	番号	キロポスト
1	71.1kp(大豊町:笹ヶ峰トンネル)	37	84.2kp(大豊町:新屋敷橋)
2	75.4kp(大豊町:籠立橋)	38	84.4kp(大豊町:川口第一橋)
3	75.5kp(大豊町:椿山第一橋)	39	84.7kp(大豊町:川口第二橋)
4	75.7kp(大豊町:椿山第二橋)	40	85.0kp(大豊町:土佐吉野川橋)
5	75.9kp(大豊町:川奥橋)	41	85.4kp(大豊町:川口トンネル)
6	76.2kp(大豊町:刈屋橋)	42	86.0kp(大豊町:大豊IC橋)
7	76.7kp(大豊町:刈屋トンネル)	43	86.5kp(大豊町:津家トンネル)
8	77.2kp(大豊町:浦の谷川橋)	44	87.0kp(大豊町:津家橋)
9	77.5kp(大豊町:立川トンネル)	45	87.2kp(大豊町:堂々谷トンネル)
10	78.3kp(大豊町:立川橋)	46	88.2kp(大豊町:堂々谷橋)
11	78.4kp(大豊町:千本川橋)	47	88.3kp(大豊町:檜生トンネル)
12	78.6kp(大豊町:成川トンネル)	48	90.8kp(大豊町:小川谷橋)
13	78.6kp(大豊町:成川第一橋)	49	91.0kp(大豊町:明神トンネル)
14	78.7kp(大豊町:成川第二橋)	50	94.7kp(大豊町:古屋谷橋)
15	78.9kp(大豊町:成川橋)	51	94.8kp(大豊町:馬瀬トンネル)
16	79.0kp(大豊町:成川第三橋)	52	95.9kp(大豊町:樋ノ口谷橋)
17	79.1kp(大豊町:細野橋)	53	96.0kp(香美市:繁藤トンネル)
18	79.3kp(大豊町:細野第一トンネル)	54	97.6kp(香美市:穴内川橋)
19	79.5kp(大豊町:細野第二トンネル)	55	98.2kp(香美市:平山トンネル)
20	79.6kp(大豊町:今屋橋)	56	98.3kp(香美市:繁藤橋)
21	79.6kp(大豊町:今屋梅ヶ谷橋)	57	99.8kp(香美市:伊豆ヶ谷橋)
22	79.8kp(大豊町:梅ヶ谷橋)	58	100.0kp(香美市:太郎谷橋)
23	80.0kp(大豊町:中谷橋)	59	100.3kp(香美市:井床橋)
24	80.1kp(大豊町:中谷第一橋)	60	100.4kp(香美市:曾我部トンネル)
25	80.3kp(大豊町:中谷第二橋)	61	101.0kp(香美市:曾我部川橋)
26	80.4kp(大豊町:中谷第三橋)	62	101.8kp(南国市:陰ヶ谷橋)
27	80.5kp(大豊町:柳瀬橋)	63	102.0kp(南国市:入野橋)
28	80.8kp(大豊町:一の瀬第一トンネル)	64	105.2kp(南国市:才谷橋)
29	82.1kp(大豊町:馬船谷川橋)	65	106.1kp(南国市:領石川橋)
30	82.2kp(大豊町:一の瀬第二トンネル)	66	106.8kp(南国市:領石高架橋)
31	82.8kp(大豊町:一の瀬第三トンネル)	67	107.0kp(南国市:南国IC橋)
32	82.9kp(大豊町:池中橋)	68	108.0kp(南国市:寺家谷橋)
33	83.3KP(大豊町:矢柱橋)	69	108.3kp(南国市:笠ノ川橋)
34	83.4KP(大豊町:矢柱第一橋)	70	108.7kp(南国市:岡豊トンネル)
35	83.6KP(大豊町:矢柱第二橋)	71	110.5kp(南国市:西ノ川橋)
36	83.8kp(大豊町:平瀬橋)	72	110.9kp(南国市:定林寺高架橋)

番号	キロポスト	番号	キロポスト
73	111.8kp(南国市:滝本橋)	111	138.6kp(土佐市:甲原川橋)
74	112.3kp(南国市:逢坂山トンネル)	112	138.8kp(土佐市:第二甲原川橋)
75	113.0kp(高知市:大谷川橋)	113	140.1kp(土佐市:宮ノ内川橋)
76	113.1kp(高知市:一宮トンネル)	114	141.8kp(土佐市:家俊橋)
77	113.4kp(高知市:志那弥橋)	115	142.2kp(土佐市:積善寺川橋)
78	114.3kp(高知市:久安川橋)	116	142.3kp(土佐市:永野川橋)
79	115.3kp(高知市:岩屋橋)	117	144.0kp(土佐市:後谷橋)
80	115.6kp(高知市:薊野橋)	118	144.7kp(土佐市:純信橋)
81	116.0kp(高知市:薊野トンネル)	119	145.5kp(土佐市:よさこいトンネル)
82	116.7kp(高知市:東谷川橋)	120	147.7kp(須崎市:ためさだトンネル)
83	116.7kp(高知市:秦東トンネル)	121	148.7kp(須崎市:桜川橋)
84	116.9kp(高知市:淋シ谷橋)	122	149.2kp(須崎市:須崎東IC橋)
85	117.0kp(高知市:秦トンネル)	123	149.5kp(須崎市:神田橋下り)
86	117.4kp(高知市:伏尾谷橋)	124	150.1kp(須崎市:多ノ郷高架橋)
87	117.5kp(高知市:秦西トンネル)	125	151.0kp(須崎市:御手洗川大橋)
88	117.8kp(高知市:金谷川橋)	126	151.1kp(須崎市:お馬東高架橋)
89	118.0kp(高知市:宇津野トンネル)	127	151.4kp(須崎市:お馬トンネル)
90	118.9kp(高知市:宇津野橋)	128	152.1kp(須崎市:お馬西高架橋)
91	119.0kp(高知市:観月坂トンネル)	129	152.2kp(須崎市:池ノ内ランプ橋)
92	119.9kp(高知市:久万川橋)	130	152.9kp(須崎市:新須崎トンネル)
93	120.0kp(高知市:万々橋)	131	153.2kp(須崎市:岡本高架橋)
94	121.2kp(高知市:楠谷川橋)	132	153.3kp(須崎市:下分跨道橋)
95	123.0kp(高知市:鏡川橋)	133	153.5kp(須崎市:新新荘川橋)
96	123.7kp(高知市:宗安寺西橋)	134	154.0kp(須崎市:新角谷トンネル)
97	124.1kp(高知市:宗安寺橋)	135	156.6kp(須崎市:安和川橋)
98	125.9kp(高知市:啞内橋)	136	156.7kp(須崎市:焼坂第一トンネル)
99	126.0kp(高知市:朝倉トンネル)	137	159.0kp(中土佐町:焼坂第二トンネル)
100	127.8kp(高知市:針木橋)	138	160.0kp(中土佐町:道の川トンネル)
101	128.0kp(高知市:針木トンネル)	139	160.0kp(中土佐町:中土佐IC橋)
102	128.6kp(いの町:八田トンネル)	140	161.0kp(中土佐町:久礼橋)
103	131.1kp(いの町:仁淀川橋)	141	161.9kp(中土佐町:川崎トンネル)
104	133.9kp(土佐市:火渡川橋)	142	162.7kp(中土佐町:長沢川橋)
105	134.1kp(土佐市:土佐IC橋)	143	163.5kp(中土佐町:久礼坂トンネル)
106	135.0kp(土佐市:渡し上り川橋)	144	164.5kp(中土佐町:大坂谷川橋)
107	136.4kp(土佐市:宇都木橋)	145	165.1kp(中土佐町:大坂谷トンネル)
108	137.3kp(土佐市:末光川橋)	146	166.5kp(四万十町:影野トンネル)
109	137.7kp(土佐市:所谷川橋)		
110	138.1kp(土佐市:明ヶ谷川橋)		

高知東部自動車道

番号	キロポスト	番号	キロポスト
1	0.7Kp (高知市: 薊野第1高架橋)	37	14.5Kp (南国市: 田村第二橋)
2	0.9Kp (高知市: 薊野第2高架橋)	38	14.7Kp (南国市: 王子川橋)
3	1.0Kp (高知市: 一宮第1高架橋)	39	15.0Kp (南国市: 高知龍馬空港IC線)
4	1.1Kp (高知市: 一宮第2高架橋)	40	15.6Kp (南国市: 茨西高架橋)
5	1.2Kp (高知市: 一宮第3高架橋)	41	15.8Kp (南国市: 物部跨道橋)
6	1.4Kp (高知市: 一宮第4高架橋)	42	15.9Kp (香南市: 新物部川大橋)
7	1.6Kp (高知市: 布師田第1高架橋)	43	17.3Kp (香南市: 下井川橋)
8	1.8Kp (高知市: 布師田第2高架橋)	44	17.8Kp (香南市: 市道横井線跨道橋)
9	2.1Kp (高知市: 布師田第3高架橋)	45	18.1Kp (香南市: 新烏川橋(渡河部))
10	2.3Kp (高知市: 国分川橋)	46	18.2Kp (香南市: 新烏川橋(跨道部))
11	2.6Kp (高知市: 高知中央IC第1高架橋)	47	18.5Kp (香南市: 野市国道橋)
12	2.7Kp (高知市: 高知中央IC第2高架橋)	48	19.7Kp (香南市: 土居跨道橋)
13	3.0Kp (高知市: 高知中央IC第3高架橋)	49	19.8Kp (香南市: 土居高架橋)
14	3.1Kp (高知市: 高須第1高架橋)	50	20.0Kp (香南市: 香宗川橋)
15	3.3Kp (高知市: 高須第2高架橋)	51	20.8Kp (香南市: 香我美橋)
16	3.4Kp (高知市: 高須第3高架橋)	52	21.4Kp (香南市: 岸本川橋)
17	3.5Kp (高知市: 舟入川橋)	53	21.6Kp (香南市: 大崎橋)
18	3.8Kp (高知市: 葛島第1高架橋)	54	21.9Kp (香南市: 大留川橋)
19	4.0Kp (高知市: 葛島第2高架橋)	55	22.1Kp (香南市: 前島跨道橋)
20	4.3Kp (高知市: 絶海池第1橋)	56	22.3Kp (香南市: 月見山トンネル)
21	4.5Kp (高知市: 絶海池第2橋)	57	23.2Kp (香南市: 夜須高架橋)
22	4.7Kp (高知市: 新五台山トンネル)	58	24.1Kp (香南市: 夜須跨道線)
23	5.4Kp (高知市: 五台山第1高架橋)	59	24.2Kp (香南市: 手結山第一トンネル)
24	5.5Kp (高知市: 五台山第2高架橋)	60	25.7Kp (香南市: 手結山第二トンネル)
25	5.7Kp (高知市: 五台山第3高架橋)	61	26.2Kp (芸西村: 手結山第二トンネル)
26	6.0Kp (高知市: 五台山第4高架橋)	62	26.8Kp (芸西村: アゾウ谷橋)
27	6.1Kp (高知市: 五台山第5高架橋)	63	27.0Kp (芸西村: 須川谷橋)
28	7.7Kp (高知市: 吹井高架橋)		
29	8.2Kp (南国市: 稻生高架橋)		
30	9.5Kp (南国市: 稻生トンネル)		
31	10.0Kp (南国市: 衣笠高架橋)		
32	11.0Kp (南国市: 伊達野高架橋)		
33	12.4Kp (南国市: 竹中跨道橋)		
34	12.6Kp (南国市: 関高架橋)		
35	13.7Kp (南国市: 田村第一橋)		
36	13.8Kp (南国市: 田村高架橋)		

「高知自動車道・高知東部自動車道配置表」



※ 交付：標章を交付し、かつ、緊急通行車両とそれ以外の車両を選別する箇所
 選別；緊急通行車両等とそれ以外の車両を選別する箇所であって交通検問所でないもの
 閉鎖：IC等を閉鎖し、車両の進入を阻止する箇所
 ● ～ 交付(6箇所) ○ ～ 選別(13箇所) ● ～ 閉鎖(1箇所)

高知自動車道			
記号	箇所名	検問用途	配置人員
①	大豊IC	選別	2
②	南国IC	交付	4
③	高知IC	交付	4
④	伊野IC	選別	2
⑤	土佐IC	選別	2
⑥	土佐PASIC	閉鎖	0
⑦	須崎東IC	交付	2
⑧	須崎中央IC	選別	2
⑨	須崎西IC	選別	2
⑩	中土佐IC	選別	2
⑪	四万十町東IC	選別	2
⑫	四万十町中央IC	交付	4

高知東部自動車道			
記号	箇所名	検問用途	配置人員
⑬	高知中央IC	選別	2
⑭	高知南IC	選別	2
⑮	なんこく南IC	選別	2
⑯	高知龍馬空港IC	交付	4
⑰	香南のいちIC	選別	2
⑱	香南かがみIC	選別	2
⑲	香南やすIC	選別	2
⑳	芸西西IC	交付	2

四国管区警察局及び四国管区警察局管内の県警察本部長は、大規模災害発生時等における広域交通管制に関し、次のとおり協定する。

平成7年12月6日

四国管区警察局公安部長				
警視正	三	栖	賢	治
徳島県警察本部長				
警視長	中	村		薫
香川県警察本部長				
警視長	今	井	康	容
愛媛県警察本部長				
警視長	佐	藤	正	夫
高知県警察本部長				
警視長	縄	田		修

四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、四国管区警察局（以下「管区局」という。）管内で大規模災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）において、管区局管内の県警察（以下「県警察」という。）の的確な広域交通管制及びこれを実施するための相互支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害応急対策に従事する者が使用中の車両又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送に使用中の車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両をいう。以下同じ。）の流入規制、迂回・誘導及び緊急通行車両の通行を確保する必要がある地震、津波、その他自然災害又は人為的事故により発生した災害をいう。

(2) 広域交通管制

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両の流入規制、

迂回・誘導及び緊急通行車両の通行を確保するために実施する交通規制をいう。

(3) 広域交通管制区域

県警察が広域交通管制を実施するため、県内の活断層の分布状況、河川、低地等の地理的条件、道路整備状況等を勘案して、大規模災害の発生を想定して設定する区域をいう。

(4) 流入規制要点

県警察が、大規模災害が発生した場合において、発生後直ちに被災県内への一般車両の流入を禁止するために交通規制を実施する地点をいう。

(5) 緊急交通路

県警察広域交通管制区域において、被災地域内への緊急通行車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(6) 迂回路

県警察が、大規模災害が発生した場合において、一般車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(7) 道路確認要員

大規模災害の発生後、直ちに広域交通管制区域内の緊急交通路について、交通の障害の有無等について確認を行うために指定された要員をいう。

(支援体制の確立)

第3条 県警察の本部長(以下「本部長」という。)は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立するものとする。

(事前指定)

第4条 本部長は、管内の広域交通管制区域、流入規制要点、緊急交通路、迂回路及び道路確認要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 本部長は、前項の広域交通管制区域等の指定に当たり、事前に四国管区警察局長(以下「管区局長」という。)に報告し、調整を受けるものとする。

(発生報告)

第5条 本部長は、管内で大規模災害が発生した場合は、直ちに管区局長に報告しなければならない。

(協議等)

第6条 管区局長は、被災地を管轄する本部長からの報告に基づき、広域交通管制の実施が必要であると認めるときは、被災地を管轄する県警察及び隣接する県警察と協議するものとする。

(緊急交通路等の設定)

第7条 被災地を管轄する本部長は、大規模災害の発生後、直ちに道路交通障害等の有無を確認し、緊急交通路及び迂回路を設定して緊急通行車両及び一般車両の通行の確保に努めなければならない。

2 被災地に隣接する本部長は、前項の緊急交通路及び迂回路の県境付近において緊急通行車両及び一般車両の円滑な通行を確保するため、必要な交通対策を実施するものとする。

(細目的事項)

第8条 この協定の実施について必要な細目的事項は、県警察の交通部長が申し合わせる事ができる。

附 則

この協定は、平成8年1月1日から実施する。

四国管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に
関する協定に基づく申合せ
細目的事項について、別添の大規模災害発生時の広域交通管制要領のとおり
申し合わせる。

平成29年12月1日

四国管区警察局

総務監察・広域調整部広域調整第二課長

警視 竹 村 公 志

徳島県警察本部交通部長

警視正 石 川 裕 資

香川県警察本部交通部長

警視正 櫻 木 保

愛媛県警察本部交通部長

警視正 稲 荷 聖 二

高知県警察本部交通部長

警視正 岡 崎 正

別添

大規模災害発生時の広域交通管制要領

(目的)

第1条 この要領は、四国管区警察局管内における大規模災害発生時の広域交通管制に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、管内で大規模災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）において四国管区警察局（以下「管区局」という。）管内の県警察（以下「県警察」という。）の的確な広域交通管制及びこれを実施するための迅速な相互支援活動について、必要な細目的事項を定めることを目的とする。

(運用基準)

第2条 この要領は、次の各号のいずれかに該当するときに適用するものとする。

- (1) 四国管区警察局長（以下「管区局長」という。）が、被災の状況等から、広域交通管制の実施について協定第6条の規定により必要があると認めたとき。
 - (2) 被災地を管轄する県警察（以下「被災県警察」という。）から、緊急を要するため隣接する県警察（以下「隣接県警察」という。）に対し、広域交通管制の実施について要請があったとき。
 - (3) 隣接県警察が、管区局長からの指示又は被災県警察からの要請を待つまでもなく県境付近の被害発生状況等から、緊急に被災した県内への車両の流入を規制する必要があると認めたとき。
- 2 前項第2号の場合において、被災県警察は、要請後、直ちに、管区局に広域交通管制の必要性、広域交通管制区域等について報告しなければならない。
- 3 同条第1項第3号の場合において、隣接県警察は所要の規制を実施後、直ちに、管区局に広域交通管制の必要性、広域交通管制区域等について報告しなければならない。

(事前指定の変更等)

第3条 県警察は、協定第4条の規定により事前指定した事項について、道路の新設等により新たに指定し、又は変更する必要がある場合には、予め、管区局の調整を受けるとともに、変更点を管区局及び管内県警察に報告しなければならない。

(報告)

第4条 協定第5条の規定による報告事項は、次に挙げるとおりとする。

- (1) 被災地域及び広域交通管制区域
- (2) 道路、交通安全施設等の被災状況
- (3) 道路交通の状況

(4) 交通規制等の実施状況

(5) その他必要事項

(通行禁止規制等)

第5条 隣接県警察は、大規模災害が発生し、協定第6条の規定による広域交通管制が実施された場合は、直ちに、被災した県内への一般車両の流入を禁止するため、協定第4条第1項により事前指定した流入規制要点において、通行禁止等必要な交通規制を実施するものとする。

2 前項の交通規制を解除し、又は流入規制要点を変更する場合は、その都度、管区局の調整を受けなければならない。

(道路交通状況の確認)

第6条 被災県警察は、大規模災害が発生した場合は、直ちに、各県において事前指定した広域交通管制区域の緊急交通路及び要員に基づき、道路交通障害の有無等について確認しなければならない。

2 前項の道路交通状況の確認に当たっては、四国管区広域緊急援助隊の先行情報班との連携を図るものとする。

3 同条第1項の緊急交通路及び要員においては、事前に広域交通管制区域別の優先順位を定め、その順位に従い実施するものとする。

(緊急交通路の設定)

第7条 被災県警察は、前条に規定する道路交通状況を確認した後、直ちに、緊急交通路を設定するものとする。

(緊急通行車両の通行確保)

第8条 被災県警察は、協定第2条の緊急通行車両の通行を確保するため、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

(迂回路の設定)

第9条 被災県警察は、道路交通状況等の確認後、速やかに一般車両に対する迂回路を設定するものとする。

(迂回路誘導等)

第10条 被災県警察は、迂回路設定後、通過車両等の適切な誘導のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 迂回路地点等における警察官による誘導
- (2) 道路交通情報板による道路交通情報の提供
- (3) 路側通信の活用による道路交通情報の提供
- (4) 道路交通情報センター等への道路交通情報の提供
- (5) その他広報活動

2 管区局は、前項各号に定める迂回路設定に伴う措置（次項において「迂回誘導等」という。）を適切に行うため、必要があると認めるときは、迂回地

点、誘導方法等について県警察相互間の調整を行うものとする。

3 管区局は、迂回誘導等を適切に行うため必要があると認めるときは、関係管区警察局に対し、迂回路誘導等について必要な措置を要請するものとする。

(協議等)

第11条 被災県警察は、第7条の緊急交通路及び第9条迂回路の設定に当たっては、事前に管区局に設定しようとする道路及び区間について報告するものとする。

2 前項の報告を受けた管区局は、必要に応じ、関係管区警察局及び関係府県警察と協議し、必要な調整を行うものとする。

(道路管理者からの意見聴取)

第12条 被災県警察は、緊急交通路及び迂回路の設定に当たり、必要に応じ、道路管理者から、次の事項について意見を聴くものとする。

(1) 道路の損壊状況及び損壊の危険性

(2) 橋等の耐久性

(3) その他必要事項

(平素の措置)

第13条 県警察は、平素から関係市町村、関係機関と緊密に連絡すると共に、地域住民に対して大規模災害発生時における緊急交通路の設定等について、周知徹底に努めるものとする。

2 県警察は、平素から緊急交通路等における信号機の非常用電源の設置、道路交通情報装置の充実等災害時に強い交通安全施設の整備に努めるものとする。